

令和 2 年 3 月 1 日

## 令和 2 年度事業計画書

一般社団法人 Re Smile

### 1 事業実施の方針

重症心身障がい児が社会の一員として生きがいのある暮らしをするために、その家族・関係者等も含めて、療育のための支援、生活支援・就労支援、介護・リハビリテーション、それらの情報提供や心身障害・健康増進についての普及・啓発等の事業活動を通じて、地域社会との連携を図ることにより、障害児・者のより良い成長をその家族・関係者等の幸福な人生の創造に貢献するとともに、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。また、法人に関わる全ての人々が本来持つ笑顔で溢れるような活動を継続する。

今期は、定款の下記の事業を継続実施する。

- ① 第 4 条 二 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- ② 第 4 条 三 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- ③ 第 4 条 四 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- ④ 第 4 条 五 障害者総合支援法に基づく相談支援事業

### 2 事業の概況

#### ①生活介護事業（ライフケアセンターりすまいる）

平成 30 年度の豊田市の公募事業（生活介護）の採択を受け、令和 2 年 4 月より、重症心身障がい者・医療的ケア者を主な対象とした生活介護（定員 30 名）を開所予定である。初年度の契約者数は、現時点で 2 名と少数のため、少しずつスタッフが支援に慣れていき、契約者数を増やしていきたい。また、放課後等デイサービス同様に、看護師・療法士（PT・OT）を配置し、安心・安全な医療的ケアとリハビリテーションを提供する。そして、ニーズの高い入浴サービスを提供するために、介護福祉士を中心として機械浴をうまく活用していきたい。

#### ②相談支援事業（りすまいるサポート Plus）

依頼件数の増加に伴い、平成 31 年度に、相談支援専門員の研修を法人内スタッフが受講し、資格を取得している。令和 2 年 4 月より、相談支援事業所を 1 箇所増設し、より手厚い相談支援サービスの充実を図っていく。

#### ③共生社会事業（りすまいるカフェ、りすまいるスペース、りすまいる保健体育室）

コロナ禍の影響もあるため、安心・安全を最優先して、少しずつ事業を始めていく。公への広報は控え、関係各所を中心として事業を開始し、協力のもと、体制を創り上げていけるようにしたい。

今後も、地域の重症心身障害児・者、医療的ケア児・者が安心・安全に、サービスを利用して頂けるように取り組んでいき、法人に関わる全ての人々が本来持つ笑顔で溢れるような活動を継続できるように精進していく。